

子育て関連制度・手当

申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線265・279

児童手当

届出が必要な場合があります

①令和5年度の所得が所得上限限度額以上のため、現在手当を受給していない方で、令和6年度の所得が所得上限限度額未満になった方は、改めて認定請求書の提出が必要です。

令和6年度の課税通知書等により、所得上限限度額未満となることを認識した日の翌日から15日以内であれば遡って支給できる場合がありますので、速やかに申請をしてください。

②所得上限限度額

子どもを養育している方の所得が「所得上限限度額」以上の場合、受給資格が消滅となり、手当は支給されません。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている子どもや施設に入所している子どもを除く）ならびに扶養親族等でない子どもで前年12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。
※「収入の目安」は、給与収入のみで計算しており、あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

③現況届の提出

下記にあてはまる方は現況届の提出が必要です。

- 子どもと別居している方
- 配偶者からの暴力等により当町から児童手当を受けている方
- 離婚協議中等で配偶者と別居している方
- その他、当町から現況届の提出案内があった方

④各種届出が必要です。※届出に必要な持ち物については、お問合せください。

届出が必要なとき	申請の書類
請求者の所得が所得上限限度額未満になったとき	認定請求書
子どもを養育しなくなったとき、受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
配偶者や子どもの住所や氏名が変わったとき	住所・氏名等変更届
受給者の加入している公的年金が変わったとき	
受給者が婚姻・離婚したとき	



⑤令和6年10月分（初回支給は令和6年12月）から制度改正を実施します。

詳細については、決まり次第、広報すぎとおよび町ホームページ等でお知らせします。

児童扶養手当

毎年8月に現況届の提出が必要です

対象 父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子ども※を育てている方
子ども※を育てている父または母に一定の障がいがある方
※子ども…18歳になった年の年度末（3月31日）までの子。子に一定の障がいがある場合20歳未満まで。

申請 随時受付中

※認定となった場合、申請月の翌月分から支給されます。

支給金額（所得制限額についてはお問合せください）

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	45,500円	45,490円～10,740円
2人目加算額	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降加算額	6,450円	6,440円～3,230円

特別児童扶養手当

毎年8月に所得状況届の提出が必要です

対象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

申請 随時受付中

※認定となった場合、申請月の翌月分から支給されます。

支給金額（所得制限額についてはお問合せください）

障がいの状態	月額（1人あたり）
1級（重度）	55,350円
2級（中度）	36,860円

令和6年度からの区長を紹介します
（任期R6.4.1～R8.3.31）

問合せ 住民協働課 住民協働・コミセン担当 内線283

町では、行政事務の円滑な運営を図るため各地域に区を設け、みなさんとのパイプ役として区長を選出いただいています。主に町からの連絡事項の伝達、町への意見や要望の取りまとめをお願いしています。

■区長一覧（敬称略）

区名	担当区域	区長名
1-1	下野	藤田 敏男
1-2	高野台西1・2・3・4・5・6丁目	小林 正己
2-1	宮ノ下、上株、中志	渡辺 勤
2-2	高野台南1・2・3・4・5丁目	石原 和夫
3	高野団地	高橋 善夫
4	下株、佐内	島田 豊
5	大栄団地	長谷川 健
6	むさし堤団地	新井 久孝
7-1	将監、大島、小谷堀	大島 孝治
7-2	高野台東1・2丁目	中平 国光
8-1	上杉戸、倉人、河原	後藤 茂夫
8-2	県営杉戸とねり団地	安良賀邦夫
8-3	太平ガーデンヒルズ	田中 章夫
9-1	横町（杉戸1・5・6・7丁目）	高橋 司
9-2	上田（杉戸5・6丁目、倉人）	八鍬 道信
10	雅楽、与佐エ門、与佐エ門前、十八丁、内田3・4丁目	河野 精一
11	フレッシュタウン	内田 豊
12	河原（杉戸1・4丁目）	田中 栄
13	愛宕町（杉戸1・2・3・4丁目、内田1・2丁目）	石井 秀典
14	寿町（杉戸3・4丁目）	田中 義治
15-1	本町（杉戸2・3丁目、内田2・3丁目）	木村三樹男
15-2	内田団地	緒方 英喜
16	新町（杉戸2・3丁目、清地1丁目）	都築 能男

区名	担当区域	区長名
17	上清地、中清地（清地1丁目、内田2丁目）	加藤 昌志
18	下清地（清地1・2・4・5・6丁目）	木村 有香
19	中妻（清地2・3・6丁目）	伊藤 敏一
20	三本木（清地2・3・6丁目）	小山 重雄
21	豊後（大字清地、倉松5丁目）	小山 清隆
22-1	倉松1丁目、大字倉松	加藤 忠昭
22-2	倉松2・3丁目、大字倉松	大塚 國夫
22-3	倉松4・5丁目、大字倉松	戸賀崎一郎
23	本島	柳井 政雄
24	遠野、広戸沼	増田 喜好
25	佐左エ門	荻原 弘司
26	並塚	濱田 敏雄
27	才羽	高橋 一郎
28	大塚、北蓮沼	中島 稔
29	源内、宮内、藤搦	浜田 正輝
30	上本村、中本村、下本村、諏訪、倉持、桑崎	大塚 康德
31	上蔵久、上新田、下蔵久	佐藤 孝
32	表本郷、南本郷、倉付、隼人、三ッ俣	岡田 忠彦
33	木津内、宮前、目沼	木村 松雄
34	鷲巣、木野川	仁部真由美
35	深輪、屏風	槇島 克実
36	椿	加藤 正雄

※下線部は、その地域の一部となります。
※各区総会等で承認予定の区長を含みます。

杉戸いきいきあっぷサポーター
（介護予防サポーター）を募集します！

申込・問合せ

高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302・303

「いきいきあっぷサポーター」とは、サポーター養成講座で認定を受け、地域で介護予防を目的とした体操教室を行う住民ボランティアです。現在、約20名のサポーターが地域で活動し、地域の方と運動や交流を楽しみながら介護予防のボランティア活動が続いています！ ご自身の健康のため、また高齢者に住み慣れた地域でいきいきと生活していただくため、あなたもサポーター仲間になってみませんか？



時間 13時30分～15時30分

場所 すぎとピア 2階多目的ホール

対象 町内在住で介護予防に関心のある方（年齢不問）

定員 15名（申込順）

申込 6月17日(月)～担当窓口または電話

その他 基礎編11回のうち、9回の受講でサポーター証を発行

養成講座日程（各日水曜日・全12回コース）

8月	28日
9月	4日・11日・18日・25日
10月	2日・9日・16日・23日・30日
11月	6日
講座の最後に現地体験を予定	